

領事出張サービス（ハノーファー）実施のお知らせ

2019年1月10日
在ハンブルク日本国総領事館

2月27日、ハノーファーにおいて、在外選挙人登録、旅券申請・受領、在留届の提出等がご利用いただける「領事出張サービス」を実施いたしますので、是非ご利用ください。

- 1 日時 2019年2月27日（水） 10:00～15:30
- 2 場所 ハノーファー
（会場） Deutsch-Japanischer Freundschaftskreis Hannover-Hiroshima-Yukokai e. V.
（社団法人 独日友好協会 ハノーバー-広島友好会）
Herrenhaeuserstr. 54b, 30419 Hannover
電話：0511-7636295、FAX：0511-7636642

※事前に必ず必要書類・手数料等を当館領事部までお問い合わせください。

電話：040-3330170（電話受付時間 9:00～12:30、14:00～17:00（休館日除く））

3 当日取り扱いができる登録・申請・届出と必要書類など

(1) 在外選挙人名簿登録申請

登録資格：満18歳以上の日本国民で当館管轄区域内（ハンブルク州、ブレーメン州、ニーダーザクセン州、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州）に3ヶ月以上滞在している（又は滞在予定の）方

必要書類：①日本国旅券（パスポート）

②管轄区域に居住していることが確認できる書類（例：滞在許可証、住民登録証等）

当日、本籍地と住民登録をしていた日本の最終住所を申請書に記入していただきますので、事前にご確認ください。なお、日本を出国の際に、市役所等に海外転出届を提出していない方は、あらかじめ市役所等に郵送で提出してください。

(2) 在留届

日本国外に3ヶ月以上滞する場合、旅券法第16条により、在留届の提出が義務づけられています。在留届には、本籍地のほか、同居家族の方々の旅券番号、当地における緊急連絡先等を記入していただきますのであらかじめご用意ください。

(3) その他、運転免許証の翻訳証明、署名証明、在留証明、出生証明、婚姻証明、旅券（パスポート）の申請・受領および戸籍関係届出（婚姻届・出生届など）の受付もできますが、いずれの場合も事前に必ず当館領事部まで必要書類および手数料等を電話でお問い合わせください。

当日、各種証明書及び旅券の受領を希望される方は、実施日の10日前までに申請を済ませていただく必要があります。申請に当たっては、まず当館領事部までお問い合わせください。

4 連絡先

在ハンブルク日本国総領事館 領事部

Rathausmarkt 5, 20095 Hamburg

電話：040-3330170

（電話受付時間 9:00～12:30、14:00～17:00（休館日除く））